

# 保護増殖事業の状況と課題

令和 7 年 1 月  
環境省自然環境局野生生物課

# 種の保存法に基づく保護増殖事業

## 国内希少野生動植物種

(448種 ※令和7年1月現在)

### 個体等の取扱いの規制

捕獲等の禁止(法第9条)、譲渡し等の禁止(法第12条)、  
輸出入の禁止(法第15条)、販売目的の陳列・広告の禁止(第17条)等

### 生息地等保護区の指定

環境大臣が生息地等保護区を指定(法第36条)

- 工作物の設置等の行為に許可又は届出が必要
- 立入制限地区の指定も可能

### 保護増殖事業による保全

保護増殖事業計画(法第45条) (環境省及び関係省庁が策定)

認定保護増殖事業等 (法第46条、法第47条)

国が実施する保護増殖事業のほか、地方公共団体は確認を受けて、民間団体は認定を受けて実施する保護増殖事業

個体等の取扱いの規制 (捕獲等、譲渡し等)、生息地等保護区  
に係る行為規制等は適用されない

## 第六 保護増殖事業に関する基本的な事項

### 1 保護増殖事業の対象

保護増殖事業は、国内希少野生動植物種のうち、その個体数の維持・回復を図るためには、その種を圧迫している要因を除去又は軽減するだけでなく、生物学的知見に基づき、その個体の繁殖の促進、その生息地等の整備等の事業を推進することが必要な種を対象として実施する。

特に、将来的に絶滅のおそれが高まることが想定されるため早期に保護増殖の技術等の開発が必要な種又は保護増殖の手法や技術、体制などがある程度整っており、生物学的知見及び保存施策の状況を踏まえて事業効果が高いと考えられる種から優先的に取り組む。

### 2 保護増殖事業計画の内容

保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、事業の目標、区域、内容等事業推進の基本的方針を種ごとに明らかにした保護増殖事業計画を策定する。当該計画においては、事業の目標として、対象となる国内希少野生動植物種の指定の解除等を目指し、維持・回復すべき個体数等の水準及び生息地等の条件等を定める。また、事業の内容として、巣箱の設置、餌条件の改善、飼育・栽培下での繁殖、生息地等への再導入などの個体の繁殖の促進のための事業、森林、草地、水辺など生息地等における生息・生育環境の維持・整備などの事業を定める。

## 第六 保護増殖事業に関する基本的な事項

### 3 保護増殖事業の進め方

保護増殖事業計画に基づく保護増殖事業は、国、地方公共団体、民間団体等の幅広い主体によって推進し、その実施に当たっては、対象種の個体の生息又は生育の状況を踏まえた科学的な判断に基づき、必要な対策を時機を失することなく、計画的に実施するよう努める。また、対象種の個体の生息又は生育の状況のモニタリングと定期的な事業効果の評価を行い、生息又は生育の状況の動向に応じて事業内容を見直すとともに、生息又は生育の条件の把握、飼育・繁殖技術、生息・生育環境の管理方法等の調査研究を推進する。

#### 基本方針のポイント

- 対象種（優先的に取り組む種）：絶滅のおそれが高まる急激に高まることが想定される種や事業効果が高いと考えられる種
- 保護増殖事業の目標：維持・回復すべき個体数等の水準及び生息地等の条件等を定める
- 保護増殖事業は幅広い主体によって推進

# 保護増殖事業計画策定種

分類群	策定種
ほ乳類	ツシマヤマネコ、イリオモテヤマネコ、アマミノクロウサギ、オガサワラオオコウモリ
鳥類	アホウドリ、トキ、タンチョウ、シマフクロウ、イヌワシ、ノグチゲラ、オオトラツグミ、アマミヤマシギ、ウミガラス、エトピリカ、ヤンバルクイナ、オジロワシ、オオワシ、アカガシラカラスバト、ライチョウ、オガサワラカワラヒワ
爬虫類	ミヤコカナヘビ
両生類	アベサンショウウオ
淡水魚類	ミヤコタナゴ、イタセンパラ、スイゲンゼニタナゴ、アユモドキ、ハカタスジシマドジョウ
昆虫類	ベッコウトンボ、ゴイシツバメシジミ、ヤンバルテナガコガネ、ヤシャゲンゴロウ、オガサワラハンミョウ、オガサワラシジミ、オガサワラトンボ、オガサワラアオイトトンボ、ハナダカトンボ、ツシマウラボシシジミ、フサヒゲルリカミキリ、ウスイロヒョウモンモドキ、タカネヒカゲ八ヶ岳亜種
陸産貝類	ハハジマキセルモドキ、チチジマキセルモドキ、ヒラセキセルモドキ、オガサワラキセルモドキ、オガサワラオカモノアラガイ、テンスジオカモノアラガイ、アニジマカタマイマイ、コガネカタマイマイ、チチジマカタマイマイ、ヒシカタマイマイ、ヒメカタマイマイ、フタオビカタマイマイ、アナカタマイマイ、オトメカタマイマイ、カタマイマイ、アケボノカタマイマイ、ヌノメカタマイマイ、キノボリカタマイマイ、コハクアナカタマイマイ、ミスジカタマイマイ
維管束植物	キタダケソウ、レブンアツモリソウ、ハナシノブ、チョウセンキバナアツモリソウ、ムニンツツジ、ムニンノボタン、アサヒエビネ、ホシツルラン、シマホザキラン、タイヨウフウトウカズラ、コバトベラ、ウラジロコムラサキ、ヒメタニワタリ、コヘラナレン、シマカコソウ、ウチダシクロキ

計画策定種 計76種 (57計画)

# 保護増殖事業計画の策定状況①



- ▶ 国内希少野生動植物種448種（令和7年1月時点）のうち、保護増殖事業計画は76種を対象に策定（計画数は57）。計画策定種数は国内希少野生動植物種全体の17%。計画策定種数は分類群によって大きく異なる。
- ▶ 計画策定種のうち、生息地等保護区が指定されている種は5種（7箇所）。
- ▶ 計画策定種の多くが絶滅危惧IA類（CR）もしくはI類（CR+EN）。鳥類や維管束植物では絶滅危惧II類の計画策定種も含まれる。

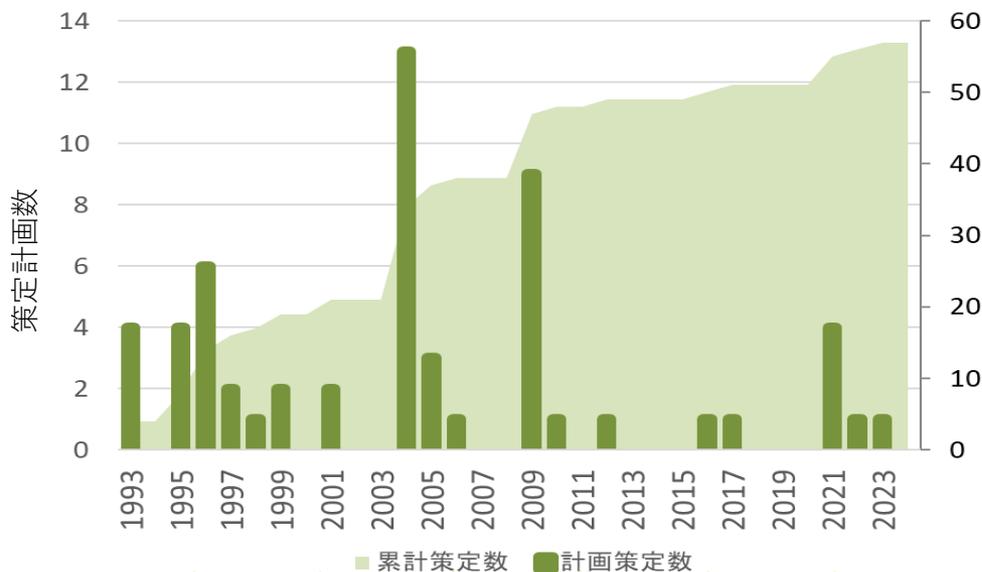
分類群	計画策定種数	国内希少野生動植物種のうち計画策定種の割合	計画策定種のうち生息地等保護区の指定がある種数 ( ) 内は箇所数	計画策定種における環境省レッドリスト2020の 카테고리別種数			
				絶滅危惧IA類 (CR)	絶滅危惧I類 (CR+EN)	絶滅危惧IB類 (EN)	絶滅危惧II類 (VU)
哺乳類	4	26.7%		2		2	
鳥類	16	35.6%		8		2	6
爬虫類	1	9.1%		1			
両生類	1	2.4%	1 (2)	1			
淡水魚類	5	50.0%	1 (1)	5			
昆虫類	13	21%	1 (1)	10		3	
陸産貝類	20	41.7%			20		
維管束植物	16	7.8%	2 (3)	11		3	2
計	<b>76</b>	<b>17% (※)</b>	<b>5 (7)</b>	<b>58</b>	<b>20</b>	<b>10</b>	<b>8</b>

※：国内希少野生動植物種の合計数は令和7年1月現在の計448種（表中の分類群以外の分類群の種数も含む）で算出。

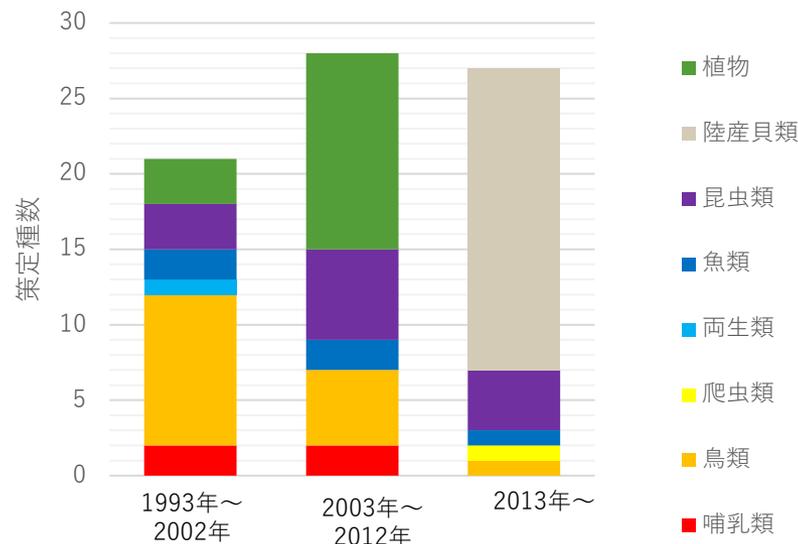
# 保護増殖事業計画の策定状況②

- 10年単位で計画策定種の分類群の傾向をみた場合、初期10年は鳥類で計画策定が多い。
- 計画策定数は2003年からの10年が最も多く、この時期、小笠原の維管束植物や昆虫類など、世界自然遺産地域（策定当時は候補地含む）の種で計画策定が進む。
- 2013年以降、陸産貝類、昆虫類以外の分類群では、計画策定がそれぞれ1件以下となっている。

## 計画策定数の推移



## 10年単位でみた計画策定種の分類群傾向



# 保護増殖事業のあり方について（令和2年3月公表）



- 環境省では、令和2年3月に「**保護増殖事業のあり方について**」を公表。
- 全国の保護増殖事業の実施状況をレビューするとともに、今後のあり方について検討・整理。

## 背景

- 希少野生動植物種専門家科学委員会での指摘（以下）
- 長年の保護増殖事業により、個体数等が回復してきた種が出ている状況

< 希少野生動植物種専門家科学委員会での指摘 >

- ・戦略的な事業実施、個体数増加以外の複数の保全目標の達成、生息域外保全の検討促進、NPOや民間事業者との連携拡大の必要性
- ・指定種数の増加に対して事業の増加が伴っていない現状を踏まえ、予算及び人員の拡充に努めるとともに、既存の保護増殖事業についても予算・人員の状況を踏まえた効率的・効果的な事業の実施の必要性



保護増殖事業の現状と今後のあり方について以下の項目ごとに整理

※対象は令和2年3月時点の64種51計画・57事業

- 保護増殖事業の実施効果
- 計画に基づく事業実施の方法
- 生息域外保全と野生復帰に関する考え方
- 事業終了に関する考え方

# 保護増殖事業のあり方について（令和2年3月公表）

## ○保護増殖事業の実施効果

- 保護増殖事業開始後の状況（レッドリストカテゴリーの変化及び17事業で増加傾向）から、法規制及び保護増殖事業について一定の効果があったものと考えられる
- 集中的に資源が投じられてきた鳥類において事業効果が現れている

## ○計画に基づく事業実施の方法

- 最終的に目標を達成したと判断できる、具体的かつ現実的な目標を設定する必要がある
- 種の特性に応じた複数の視点（例えば、個体数、遺伝的多様度の健全性、生息地の状態等）から分析・評価していくことが必要
- 事業実施の必要性等について広く理解を得るため、可能な限り検討内容を公開することを検討
- NPOや企業等の民間事業者との連携をさらに促進し、国以外の主体による資金面・労力面での協力を得ることや、保護と利用の好循環の仕組みを地域作りの中で実現することが必要である

## ○生息域外保全と野生復帰に関する考え方

- 保全活動において、協力する動物園等の存在が重要な役割を担っていることが示唆
- 気候変動の適応等の観点から将来的なリスク分散として域外保全の体制構築を目指していく必要がある
- 感染症等様々なリスクがあるため、可能な限り飼育栽培技術を共有した上で、分散飼育・栽培が必要

## ○事業終了に関する考え方

- 事業開始後に個体数が順調に増加した種や実施計画等に示された数値等の目標を達成又は達成する見込みの種も含まれるが、現時点では事業が終了した種はない。
- 保護増殖事業計画等に掲げられた目標又は下位目標を達成し、国が事業を継続しなくても将来的に自然状態で安定的に存続する見込みが高い場合、事業実施フェーズから数年に一回のモニタリングを行う監視フェーズに移行することを検討していく必要がある

生物多様性国家戦略2023-2030に反映

# 保護増殖事業の実施状況①

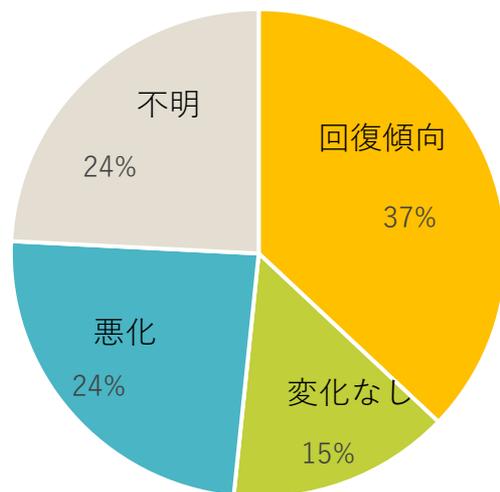
- 「保護増殖事業のあり方について」（以下「あり方」という）において保護増殖事業の実施状況のレビューのために示された数値項目の一部について、その後の状況等を把握するため、「あり方」公表時点（令和2年3月）と現時点（令和7年1月）の比較を行った。
- 各項目の情報は、地方環境事務所等からの報告に基づき、集計・算出した。

項目	令和2年3月時点		令和7年1月時点		備考
計画策定種数/計画数/事業数	64種/51計画/57事業		76種/57計画/63事業		同一の対象種であっても、対象地域が異なる場合には別事業として計上。陸産貝類は1事業とした。
個体数等が増加傾向にある種の事業数	17	30% 	23	37%	
実施計画、ロードマップ等を策定している事業数	36	63% 	51	81%	他機関策定の計画含む
事業終了を見据えた具体的な目標を設定（または今後、設定を予定）している種	8	14% 	16	25%	生物多様性国家戦略2023-2030の数値目標
自治体と連携している事業	48	84% 	62	98%	自治体連携は会議参加含む
民間と連携している事業	53	93% 	62	98%	
保護増殖検討会等を開催しているもの	50	88% 	60	95%	
会議自体を公開にしているもの	16	28% 	16	25%	
会議資料をHPで公表しているもの	4	7% 	9	14%	
生息域外保全（飼育・栽培下での繁殖による増殖と個体群維持）を実施しているもの	39	68% 	46	73%	
確認・認定を受けて保護増殖事業を実施する団体数	14種29団体		18種34団体		

## 保護増殖事業の実施効果

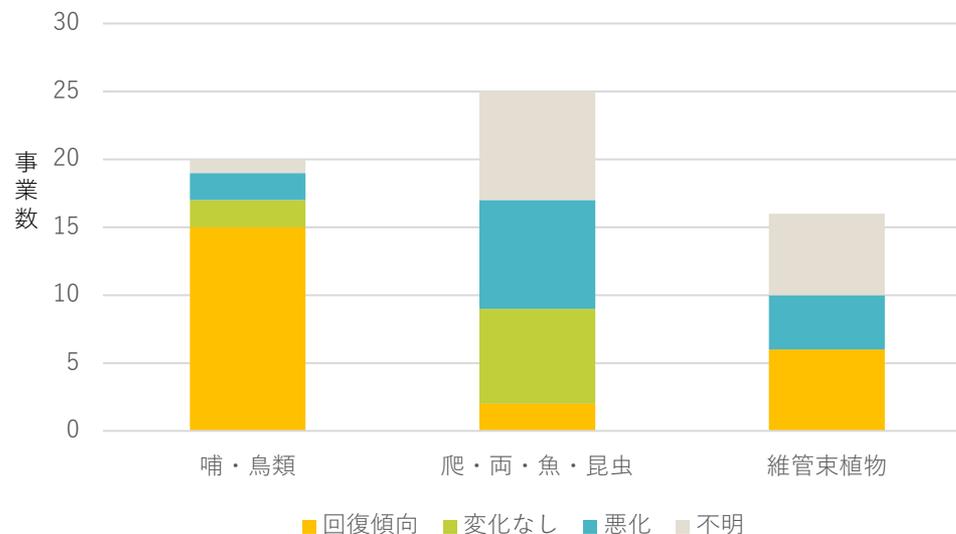
- (地方環境事務所等からの報告に基づく) 計画策定種の生息・生育状況の動向では、23種で回復傾向(回復もしくは一部回復)にあった。特に鳥類で回復傾向にある種が多かった。
- 一方、移動性が低く、生息地等が限定的な昆虫類、魚類などで生息状況が悪化している種(事業)が多かった。
- 「変化なし」の場合も、様々な取組により悪化を免れ、維持されている可能性がある。

## 計画策定後の生息・生育状況の動向



※イヌワシ、小笠原陸産貝類は各1事業とし、計62事業の内訳とした

## 分類群ごとの計画策定後の生息・生育状況



## 保護増殖事業の目標設定等

- 全63事業のうち、より具体的な実施内容を定めた実施計画、ロードマップ、アクションプラン等を策定している事業は、51事業（81%）であった。「あり方」公表後に新たに策定されたものもあり、保護増殖事業計画の下位計画等の策定が進んでいる。
- 全63事業のうち、具体的な数値目標を設定・検討している事業は、16事業（25%）となった。定量的な目標の設定は一定程度進んでいる一方、事業完了の目安となる目標の設定が困難な種も多い。なお、現時点で事業目標を達成して事業を完了した種はまだない。
- 「あり方」公表後、事業完了に関する手続き等について検討を進めている。

### 参考

## 生物多様性国家戦略2023-2030

### 1-5-2 保護増殖事業等による希少種の保全

それぞれの種の特性や生息・生育状況を踏まえ、地方公共団体や保全団体、研究者、動植物園等と連携し、事業の完了を目指し定量的な目標設定の下、保護増殖事業を実施し、生息・生育状況の改善を図る。その結果として、複数の種について、環境省レッドリストにおいて絶滅のおそれより低いカテゴリーへ移行し、又は、絶滅のおそれがある状態でなくなり、保護増殖事業が完了する事例を創出する。その他の種についても、保全方策に係る手引きの作成や、地域住民等関係者の理解醸成や連携等により、地域や民間主体の保全活動を支援・促進する。

指標	2022年時点	2030年目標
保護増殖事業の実施により、その生息状況が改善され、保護増殖事業の目的が達成されて、事業を完了した種数	0種	5種程度
下位計画等で定量的な目標を設定している保護増殖事業の種数	12種	24種

## 自治体や民間との連携

- ▶ 自治体と連携している事業（保護増殖検討会等への参加を含む）は全63事業のうち62事業、民間と連携している事業は62事業あり、環境省単独で実施している事業はなかった。
- ▶ 計画策定種18種を対象としたのべ45団体（種の重複を除くと34団体）が種の保存法に基づく確認・認定を受けて保護増殖事業を実施している。多くが自治体や自治体運営の動物園等であるが、民間団体として大学、研究機関、保全団体、協議会なども含まれる。
- ▶ 生物多様性保全推進支援事業のうち国内希少野生動植物種を対象とした支援メニューについて、計画策定種20種を対象に計14件が採択されており、保護増殖事業と連携した取組もみられる。
- ▶ 自然共生サイトに認定された「蒜山高原鳩ヶ原草原及び周辺湿原」など、計画策定種の生息地等を含むサイトもあり、今後の一層の連携が期待される。
- ▶ その他、環境総合研究推進費に採択された研究の成果が、事業に実装されたり、重要な知見として生かされたりする事例も見られる。

### 保護増殖事業の確認・認定を受けている団体数

分類群（種数）	確認（自治体）	認定（民間）	計
哺乳類	(2)	9	10
鳥類	(9)	20	25
爬虫・両生類	(0)	0	0
淡水魚類	(3)	2	4
昆虫類	(3)	4	5
陸産貝類	(0)	0	0
維管束植物	(1)	1	1
計	(18)	36	45

### 生物多様性保全推進支援事業（交付金）の活用状況

- 生息域外保全メニュー  
採択件数計17件のうち  
**14種の計画策定種**を対象に**9件**採択
- 生息域内保全メニュー  
採択件数計17件のうち  
**6種の計画策定種**を対象に**5件**採択

## 生息域外保全の実施状況

- 計画策定種76種のうち、生息域外保全を実施している種(※1)は56種(74%)であった。このうち、48種で環境省からの依頼による実施または他機関等の主体的な実施のいずれかを含んでいた。生息域外保全の実施にあたり、計画策定種の6割を超える種において環境省以外からの資源投入があることが明らかとなった。
- 一方、対象となる種数が増え、さらに保全単位ごとの管理や遺伝的多様性の維持に配慮した繁殖管理が求められることなどから、飼育キャパシティの課題も出始めている。

※1：他機関等による実施を把握している種、実施を計画中の種を含む。

## 野生復帰の実施状況

- 飼育・栽培下繁殖個体の野生復帰については、全63事業のうち、環境省による実施（野生復帰試験を含む）と他機関や研究者等による実施をあわせて12事業(※)で実施されていた。
- 野生復帰の取組は、遺伝的攪乱や病原菌等の持ち込みなど、様々なリスクもあるため、実施にあたっては慎重な検討が必要である。そうした様々なリスクや技術的な課題、実施の必要性、実施場所などの条件等を踏まえ、野生復帰試験までは実施しつつも本格実施に至っていないケースや過去に実施していたものの現在は実施していないケースなどもあった。

※2：小笠原の陸産貝類については1事業20種のうち3種で野生復帰の取組を実施。

## 認定希少種保全動植物園等の認定状況

- ✓ 22施設を認定済み（令和7年1月30日現在）
- ✓ 1施設あたりの国内希少野生動植物種の飼育・栽培種数は2～16種
- ✓ 19施設で計画策定種計28を飼育・栽培
- ✓ 22施設のうち、保護増殖事業の確認・認定を受けている施設は8施設あった

## 論点 1：保護増殖事業計画のあり方

- 保護増殖事業計画は、事業内容を具体的に示す事業計画の側面と、多様な主体が事業を実施する際の基本的な方針を示す計画という側面があり、また国以外の主体が確認・認定を受けて事業を実施する（規制の適用除外で実施する）際には、当該計画に適合していることが求められる。
- 現状、国内希少野生動植物種の指定数が増加し、特に移動性が低く生息地等が限定的な分類群において保全の取組を必要とする種が多いが、保護増殖事業計画は、事業実施の見込みがある程度立ったものから策定しており、ここ10年の策定状況は年1件未満。
- 国以外の主体による国内希少野生動植物種の保全の取組事例もある中、保護増殖事業計画が策定されていない場合は、確認・認定を受けることができず、手続きの負担もある。



- 保全の取組を必要とする種へのすみやかな対応や国以外の主体による事業実施をより促進するため、保護増殖事業計画のあり方とともに保全取組に際しての規制緩和のあり方についても検討する必要がある。
- 多様な主体が保全に参画することを念頭に、保全の取組に伴って生じうる様々なリスク（例えば、飼育下繁殖個体を用いた野生復帰の取組における遺伝的攪乱や病原菌等の持ち込みのリスク）のコントロールについても考えておく必要がある。

## 論点 2 : 保護増殖事業の実施における課題と方向性

### <生息域内保全>

- 計画策定時と比較して回復傾向にある種も増えている一方、主に移動性が低く生息地等が限定的な種において、生息状況が悪化しているものもみられる。
- 移動性が低い種については、生息地等の生息環境の継続的な維持もしくは再生が必要とされるが、二次的自然など人の利用により維持されてきた場所も多く、高齢化や人口減少、産業構造の変化などにより、維持が難しくなっている。



- 自然共生サイトのほか、生息環境の維持・改善のための人手確保や民間資金の受け皿となるような保全プラットフォームなど、今まで希少種保全に関わりの少なかった企業等の参画につながる仕組みが必要。

### <生息域外保全>

- 計画策定の有無に関わらず、野生下での危機的状況から、生息域外保全を必要とする種は増えており、実際に計画策定種においても生息域外保全を実施している種が増えている。こうした状況もあり、飼育・栽培・繁殖等を担う動植物園等における空間的・資金的・人的キャパシティが不足し始めている。



- 認定希少種保全動植物園等制度なども活用し、生息域外保全に参画する動植物園等の拡大を図るとともに、生殖細胞保存やその活用に向けた技術開発も並行して進める必要がある。